

2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 2.2.7.1-2 に示す。

五木村及び相良村は、「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定（平成 11 年熊本県告示第 688 号）」により、全域が C 地域に指定されている。

表 2.2.7.1-2 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | | 該当地域 |
|--------|-----------|-----------|----------------|
| | 昼間 | 夜間 | |
| A A | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 | 都道府県知事が指定する地域。 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | |

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までとし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。(以下同じ)

2. A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|-----------|-----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるとき、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 出典：「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」